

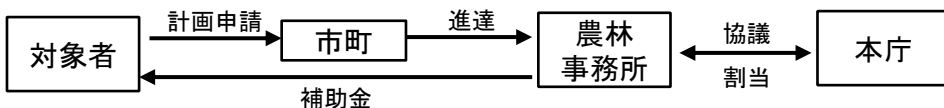
## 【目的】

雇用就農の受け皿となる農業法人等が実施する、従業員向けの休憩室や男女別水洗トイレの整備等、働きやすい労働環境を整える取組を支援することで、多様な雇用就農者の確保・定着を目指す。

## 【事業の内容】

- 1 対象者 農業法人（集落営農法人含む）、認定農業者、認定新規就農者
- 2 対象設備 ①簡易トイレ、②男女別水洗トイレ、③休憩室
- 3 補助率 1／3以内
- 4 補助上限 ①簡易トイレ 120千円  
②男女別水洗トイレ 600千円、  
③休憩室 600千円
- 5 補助要件 事業実施年度又はその前年度に新たに従業員を雇用する又はしていること  
（雇用期間の定めのない又は1年以上の定めがある場合であって、かつ概ね年間150日以上従事又はその予定の者であること）  
※家族経営協定、法人設立で対応も可

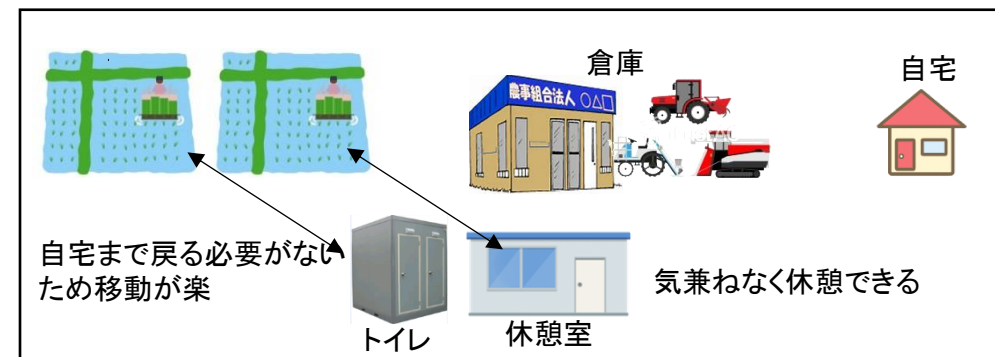
## 【事業の流れ】



## 【活用例】



## 整備後



【担当課】 農業経営課 集落農業活性化班